

平成十七年六月七日受領
答弁第七〇号

内閣衆質一六二第七〇号

平成十七年六月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出喫煙あるいは飲酒が国家財政に与える影響に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

衆議院議員岩國哲人君提出喫煙あるいは飲酒が国家財政に与える影響に関する質問に対する答弁書

一及び二について

喫煙者と非喫煙者及び飲酒者と非飲酒者の男女別の平均寿命及び健康寿命の違いについては、喫煙及び飲酒の影響による死亡率の変化等試算に必要な基礎的な数値等の資料がないため、現時点でお答えすることは困難である。

三について

たばこ類の販売による税込については、国及び地方のたばこ税（たばこ特別税を含む。）として、平成十七年度予算及び平成十七年度地方財政計画において二兆千八百四億円を見込んでいます。

一方、喫煙による健康被害の健康保険財政への影響については、喫煙の影響による疾病のリスク、医療費の増加額等に関して確立した知見はないため、また、年金財政に対する喫煙の影響については、喫煙の影響による死亡率の変化等試算に必要な基礎的な数値の資料がないため、現時点でお答えすることは困難である。

なお、厚生労働省が所管する平成十三年度の厚生科学研究費補助金により行われた「たばこ税増税の効

果・影響等に関する調査研究」(主任研究者油谷由美子)においては、一定の前提の下、喫煙により増加する医療費が、平成十一年度において年間一兆三千億円に上るとの試算も行われている。

四について

酒類の販売による税收については、酒税として、平成十七年度予算において一兆六千二百五十億円を見込んでいる。

一方、飲酒による健康被害の健康保険財政及び年金財政への影響については、飲酒の影響による疾病のリスク及び死亡率の変化等試算に必要な基礎的な数値の資料がないため、現時点でお答えすることは困難である。

五について

喫煙及び飲酒による健康保険財政や年金財政に対する影響については、三について及び四について述べたとおり、政府として現時点で試算を行うことはなお困難な状況であるが、厚生労働省は、平成十三年度の厚生科学研究費補助金により、三についてで述べた「たばこ税増税の効果・影響等に関する調査研究」に対して、補助を行ったところである。

喫煙及び飲酒による国家財政への影響について、現時点で試算することは困難であるが、いずれにしても、国民の健康づくりの観点から、喫煙については、喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及や禁煙支援プログラムの普及等に取り組むとともに、飲酒については、節度ある適度な飲酒について知識の普及等に取り組んでまいりたい。